

税と経営の情報誌
2022.11 № 504

きずな



《今月の笑顔》



「メンズカーブス」コピオ長房店

おぎわら
荻原みほさん



法人会「令和5年度税制改正提言」



タックスコーナー

「令和5年10月インボイス制度が始まります」
「国税の簡単・便利なキャッシュレス納付！」



法人会事業レポート

広報視察研修 ほか



公益社団法人
八王子法人会

I 税・財政改革のあり方

コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。

すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

これまで財政を左右すると指摘してきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともP B黒字化を達成しておかねばならなかつた。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設げずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。

いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。

現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

法人会は令和5年度税制改正に向けた提言をまとめ、実現を求めていました。政府や関係省庁に活動を始めました。膨らみ続ける借金は膨大なものとなり、進む円安やロシアのウクライナ侵攻でエネルギー価格はじめ輸入原材料価格の高騰による物価高が進み、財政・経済とともに先行き不確実性が増しています。法人会は財政健全化とともに、ウイズコロナの時代に経営基盤が脆弱な中小企業への税財政や金融面からの実効ある対策を求めていました。

税財政改革の実現を!

法人会 令和5年度税制改正 提言

紙幅の関係上、要約掲載いたします

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。

給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とな

法人会税制提言の全文については、全法連HPをご覧下さい



っており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。

コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。こうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に發揮できるような税制の確立である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例 15 % を本則化すべきである。

また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも 1,600 万円程度に引き上げる。

なお、本制度は令和 5 年 3 月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を

拡充したうえ、「中古設備」を含める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和 5 年 3 月末日となっている適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」

「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和 5 年 3 月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、歐州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、歐州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業継続に資する相続については、事業従事者を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成 29 年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

セミナーと会員交流会をセットにした事業を開催 ～第1部YouTubeなどのSNSについて、第2部バンド演奏と交流食事会～



▲第1部：SNSセミナー



▲第2部：会員交流会(バンド演奏)

本部地区では、より多くの会員に参加いただき、楽しんで頂ける企画をと、セミナーと会員交流会の二部構成による事業を開催しました。

第1部のセミナーでは、企業経営者でありながら、ユーチューバーとしても活躍する、中野智行氏を講師にお招きし、誰もが発信者となれるSNSについて、その光と影の両面から講義をしていただきました。

続く第2部の交流会では、同地区の新井地区会長が結成した、「いちょうビジネスバンド」が登場。演奏を楽しみながらの交流食事会を開催しました。地区を担当する神田副会長からは、「素晴らしい交流会で満喫できました」とのあいさつをいただき、時間をかけて準備してきた本部地区にとって、「大成功」を実感できる一日となりました。



▲楽しい歓談のひと時となりました

いちょう塾公開講座へ講座を提供 ～一般市民向け公開講座として相続税をテーマに市民80名が参加～

社会貢献委員会では、税務署、税理士会のご協力のもと、八王子市が一般市民向けに開催している『いちょう塾公開講座』への講座提供を実施。市内の各大学や団体が、その特性を活かした講座提供を行う中、当法人会では、“税の団体”であることをアピールする目的も兼ねて、相続税に関する講座を企画しました。当日は、一般市民80名の参加があり、一般の方々の税制に対する関心の高さをあらためて実感しました。



▲講師を担当していただいた、税理士の中村真一郎 氏

秋の自然と味覚を満喫!! 日帰りバスツアーを開催 ～長瀬ライン下り・宝登山・秩父ぶどう狩り～



10月下旬の土曜日に開催された恩方地区恒例の日帰りバスツアー。今回は長瀬・秩父方面を巡るコースとなりました。一番の見どころ、「長瀬ライン下り」では、風もなく水量も少ない荒川をゆったりと下りながら秩父の自然を満喫。さらに、宝登山ロープウェイからの景観や、小松沢観光農園でのぶどう狩りなどを楽しみました。週末とあって、道路渋滞も心配されましたが、行程に大きな遅れもなく、無事、予定したコースを進むことができました。バスの車内では、参加者全員に景品が行き渡るよう企画されたbingoゲームの時間も。充実した1日を楽しみました。



▲穏やかな天候のもと楽しいライン下りとなりました

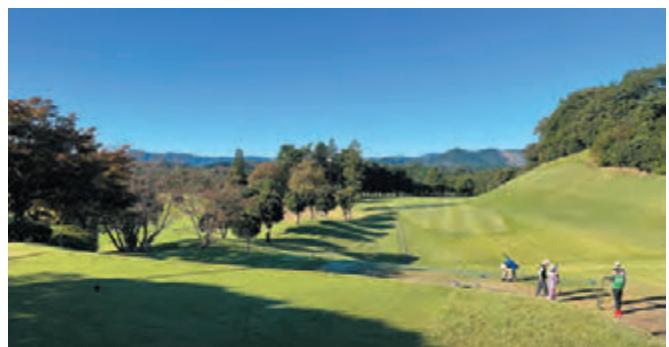
爽やかな秋晴れのもと3年ぶりとなる会員交流ゴルフ大会を開催

北地区では3年ぶりとなる会員交流ゴルフ大会を開催しました。当日は風もなく、雲一つない爽やかな秋晴れに恵まれた中、29名の参加がありました。感染症の影響で交流事業の開催ができない時期が続いた北地区でしたが、この日は、久々

に会員相互の交流を深める機会になりました。同地区ゴルフ大会の特徴は、賞品として色とりどりの鉢植えの花が用意されること。この他に、地区担当の飯沢副会長からの賞品提供もあり、楽しいひと時となりました。



▲絶好のゴルフ日和となりました



「インボイス制度の概要」「電子帳簿保存法の改正」説明会を開催

元八地区税務研修会のテーマは、2023年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要と、2024年1月から完全義務化となる「電子帳簿保存法」の改正についての2本だ。八王子税務署・渡邊審理官、西尾審理官に講師を担当していただきました。特に、インボイス制度については、導入まで1年を切り、各企業にとって対策は急務。自社での対応はもとより、取引先への制度周知が必要なケースも想定され、受講者は真剣に説明に聴き入っていました。



税務署職員が出演・解説する、FMでの「税のPR放送」を企画



収録に臨む、小林広報委員長(右)と、
番組パーソナリティの馬場社会貢献委員



馬場委員との会話形式で解説を担当した
八王子税務署・堀内事務官(上)と石嶺事務官



広報委員会では、11月11日～17日の「税を考える週間」にあわせ、Tokyo Star Radio（八王子FM／77.5MHz）の番組『愛LOVE 八王子』（毎週火曜・19:00～19:25）をお借りし、11月中の計5回にわたり、税のPR放送を企画。各回の収録が10月下旬に行われました。

八王子法人会の馬場社会貢献委員がパーソナリティを担当する同番組。毎回、小林広報委員長が90秒程度、法人会の活動などについて説明をしてから、税務署各部門の若手職員にバトンタッチ。インボイス制度、スマホでの確定申告、税のダイレクト納付など、毎週ひとつのテーマを取り上げて5分間程度、馬場委員との会話形式で解説する構成としました。

Tokyo Star Radioの放送エリアは八王子市と周辺の一部地域に限られますが、パソコンやスマホを使えば、どこにいても聴取が可能。このため、『愛LOVE 八王子』は全国各地に熱心なファンを抱えています。今回の放送内容は、八王子市民に限らず、日本中の方々にとって有益な内容です。こうした内容を“八王子法人会発”としてお送りできることに意義を感じられる企画となりました。

広報委員会が委員視察研修を実施 ～公益社団法人米沢法人会と広報活動を中心に意見交換～

広報委員会では、委員視察研修として、公益社団法人米沢法人会（山形県米沢市）を訪問。香坂会長、土田副会長（広報委員長）をはじめとする役職員の皆さんにご対応いただきました。主な目的は、広報活動についての意見・情報交換でしたが、会員増強の取り組みや、税に関する絵はがきコンクールの運営、研修事業の企画、法人会以外の税務関連団体との連携のあり方など、内容は多岐にわたり、質疑応答も活発に行われるなど、予定時間を超える熱のこもった研修となりました。

また、今回参加したメンバーは、米沢法人会での意見交換に先立ち、仙台国税局を訪問。7月まで八王子税務署副署長であった、同国税局調査査察部・佐々木特別国税調査官にご案内いただき、庁舎内の見学と幹部職員の方々との名刺交換をさせていただきました。



▲両法人会で記念撮影



▲米沢法人会 香坂会長



▲八王子法人会 広報委員



▲米沢法人会の皆様



▲仙台国税局より歓迎いただきました



▲米沢法人会より頂いた懇談会資料

消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早めのご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税の簡単・便利な キャッシュレス納付！

国税ではダイレクト納付以外にも便利なキャッシュレス納付をご用意しています。

振替納付

振替納付の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。

インターネットバンキング等

インターネットバンキング口座などから納付する方法です。



申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

- 申請手続は最初だけ！
- 初年度以降は自動で引き落とし！
- オンラインでも申請が可能！

※オンラインでの申請が利用可能な金融機関については、国税庁ホームページをご確認ください。

クレジットカード納付

インターネット上のクレジットカード支払の機能を利用して、納付受託者が運営する専用サイトから納付受託者に納付を委託する方法です。

- 事前手続きは不要！

- 専用サイトはこちから▶ <https://kokuzei.noufu.jp/>

※納付税額に応じた決済手数料がかかります。(手数料は国の収入にはなりません。)



スマホアプリ納付

スマホアプリを利用した新しい納付の手段です。



令和4年12月導入開始予定！

詳しい情報は国税庁ホームページに今後掲載しますので、是非ご確認ください！



e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（TEL.0570-01-5901）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

利用可能時間



電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

火曜日～金曜日(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間
月・土・日・休祝日(メンテナンス日を除きます。) 8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

地方税のキャッシュレス納付！

- 地方税も、多くの都道府県・市区町村で口座振替、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- さらに、令和5年4月から、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等による納付がeLTAXで可能となる予定です。



eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス

検索



eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの接続環境、PCdeskの操作方法、よくあるご質問については、eLTAXホームページで詳しくお知らせしておりますので、ご覧ください。

ご利用に当たっての全般的なご質問は、eLTAXホームページのお問い合わせフォームでお問い合わせください。

ナ ラ リ 輝く! 会員企業

Vol 30

社名の由来はギリシャ神話に出る
頭が二つある犬から

『想いをカタチに。』をモットーに、八王子を中心としてお客様の想いをITやデザインを通して実現する株式会社オルトロスデザイン。2011年に創設した同社は、デザイン、IT、コンサルティングと3つの視点から、八王子を中心に事業を展開しています。以前、松本社長は大手外資系コンピューター会社で27年余りに渡り勤務をし、ハードウェアの現場での修理、ソフトウェアの修理メンテナンス、マネージメントの難易度の高い社内試験に苦しむも、すれすれで合格しながら、経験と実績そしてノウハウを積み、現在の基盤を作ってきました。

DXコンサルタント、働き方改革など、現在の需要に沿った運営

3台のパソコンとプリンタなどのデスクから、松本社長の事業は産み出されます。お客様のニーズに沿った、ホームページ制作、より良いソフトウェア、アプリとの連携のコンサルティング（主にDX推進）を強化し進めています。

当会などのホームページ制作から飲食店メニューのデザインも実績があり、「DXについては、ソフトウェア会社と代理店契約を結んで、近年働き方改革の推進により、ペーパーレス時代の先頭を切って進めています。ホームページについても制作協力パートナーとのチャットワーク利用で、より良いものを制作しています。」（松本社長）

〒193-0931
八王子市台町二丁目10番19-212号
TEL: 090-8046-9794
FAX: 050-3156-2158
<http://orthrosdesign.com/>



株式会社ORTHROS DESIGN

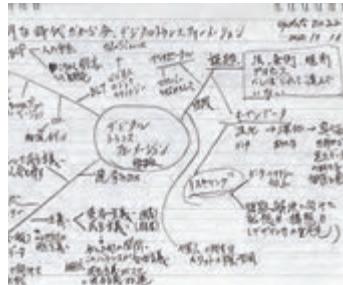
ORTHROS DESIGN



イメージキャラクターのオルトくん



松本社長のアイデアや技術はこのデスクから産み出されます



パソコンだけではなく超アナログ!直筆ノートも最大活用します



当会ホームページ制作、飲食店のメニュー設計など実績も豊富です



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。
あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。
詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。

今月の笑顔



「メンズカーブス」コピオ長房店

▼今月の笑顔は、『メンズカーブスコピオ長房店』を訪問し、メンズカーブスコピオ長房店の運営会社株式会社アイエムプランニングオフィスの代表取締役田中優介さんと、コーチの荻原みほさんにお話を伺いました。

▼男性専用フィットネスジム「メンズカーブス」が、東京都初出店として10月11日にコピオ長房2Fにオープン。女性限定のフィットネスジム「カーブス」の男性版として男性限定で気軽に1回30分間で健康を維持、改善を目的に、生活習慣病予防に最適なジムとなっています。

▼コーチの荻原さんは、お客様が使用するマシンの指導、サポートを行います。他にも受付や来店間隔が少ないお客様へ電話で体調を伺いながらサポートをし、30分間で気軽に続けられるジムとしての業務を行います。「12台のマシンをメニューごとに30秒間筋トレしそれを2周のメニューを行います。動かせる範囲で痛みの度合いを見ながら注意深くお客様を見ています」

▼「お客様との関係性は非常に大事になります。お客様のことをお名前で呼んでいます。私達コーチとの関係性をよくしていくことを心がけています。店内はコーチの間でやまびこあいさつと呼んでいますが、コーチがやまびこのようにお客様の行き帰りにご挨拶しています。」(荻原さん)



田中社長（右上段）をはじめ、コーチの皆様

▼「カーブスでは健康寿命の延伸のためのトレーニングができます。正しい運動習慣を身につけることで、病気や介護にならないための体作りをしていきます」(田中社長)

▼「『きずな』を見たとおっしゃっていただけだと、入会金66%オフさせていただきます。多くの方にお越しいただきたいと思います。是非当店に足をお運びください」

〒193-0824

八王子市長房町340番地12コピオ長房2F

電話：042-673-6030

運営会社：(株)アイエムプランニングオフィス

<https://www.curves.co.jp/mens/search/stores/97014.php>



国税電子申告・納税システム
e-Tax
「e-Tax」なら
国税に関する
申告や納税、
申請・届出などの
手続がインターネット
で行えます。
電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税
の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。



ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページをご確認ください。

イータックス 検索
www.e-tax.nta.go.jp

発行者	公益社団法人 八王子法人会	会長	清宮仁	発行日	令和4年11月5日
編集者	公益社団法人 八王子法人会	広報委員長	小林一仁	印	スズキ美術印刷(株)
発行所	公益社団法人 八王子法人会	東京都八王子市大横町14-25			東京都八王子市南町9-8
第47巻 第8号 通	卷504号	電話(042)625-4875(代)	FAX(042)625-0566		電話(042)626-2600(代)

ふるさと漫歩
多摩の植物

センダンングサ

写真・資料提供

菱山忠三郎氏



西日本の山野に自生し、庭木、街路樹とされ、春に淡紫色の美しい花をつけるセンダンという木がある。このセンダンに似た形の葉をつけるセンダンングサは我が国では広く山野に分布し、秋のころ、黄色の花を次々とつける。

ここに載せたセンダンングサはキク科の草本で、高さ80センチほどになり、多摩川など、河原に広く分布する。葉が羽状複葉につき、そのつき方は確かにセンダン状だ。このセンダンングサはとにかく、どこにあってもたいへんにきらわれるものである。

花のあとのが問題なのである。長さ2センチほ

ど細長い実がいくつもついて丸く集まる。1本を

よく見ると元のほうの長い部分はこまかいトゲが外向きについており、その先のいわばイカリのような部分には3~4本の太いトゲがあり、こちらはしつかりした内向きの剛毛なのである。これが衣服などにつくと簡単には離れない。

センダンングサ類はこのセンダンングサの他に数種ある。黄色の花びらを欠く「センダンングサ」、白い花弁をつけたシロノセンダンングサ、そして幅の広い実をつけたアメリカセンダンングサなど、外国からの帰化植物のこれらが、どれも衣服にくつき、河原はなかなかやつかないことになっている。とりのぞくのはじつにたいへんで始末が悪い。最近、沖縄ではタチャワユキセンダンングサという花つきのよいのが増え、その繁殖力にはへきえきしている。

